

## 令和4年度第1回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 開催日時  
令和4年10月13日（木）  
開会 午後 2時00分  
閉会 午後 3時30分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 講堂1・2
- 3 出席委員  
被保険者を代表する委員（5名）  
三浦 雅子、杉本 千登世、堀江 賢治、石原 計男、岩橋 豊  
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（4名）  
鈴木 達人、松尾 功、山崎 雅弘、加藤 富士子  
公益を代表する委員（5名）  
富田 香織、長谷川 裕子、小幡 月子、若杉 浩二、平野 良子  
14名
- 4 欠席委員  
花井 雅志
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
健康福祉部長 竹内 元康、保険医療課長 森下 克俊、  
保険医療課長補佐（国保年金担当）兼国保年金係長 小川 由香里、  
国保庶務係長 森下 亜希子、国保庶務係主査 玉川 夏子、  
国保庶務係主査 梶田 弥生
- 7 議題等
  - (1) 会長の選出について
  - (2) 令和3年度国民健康保険事業状況報告について
  - (3) データヘルス計画令和3年度実績評価について
  - (4) その他

## 8 会議の要旨

保険医療課長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員改選後最初の会議でございますので、会長選出までの間、わたくし保険医療課長の森下が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、花井 雅志委員から本会を欠席される旨の連絡がございましたことを御報告申し上げます。本日の出席委員数は14名でございます。本会規則第7条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。</p> <p>なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。委員の皆様にはご了承くださいませようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり、健康福祉部長の竹内より挨拶を申し上げます。</p>
健康福祉部長	<p>皆様こんにちは、健康福祉部長の「竹内」でございます。</p> <p>本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の陽性者も減少してきました。今年度最初の会議、委員の顔ぶれも一新されましたが、こうして顔を合わせて開催することができましたことを感謝申し上げます。また、先週末には4年ぶりとなる市民祭を無事開催することができました。これもひとえに市民及び事業者の皆様のお協力と、医療従事者の皆様の御尽力によるものでありますことを、改めて感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日、運営協議会の開催をお願いいたしましたのは、次第にありますとおり、「会長の選出について」と令和3年度の実績などの御報告でございます。国民健康保険を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症の影響はもちろん、県単位化となったことや社会保険の加入要件の緩和など、変化し続けております。変化に対応し運営をすすめるためには、皆様のお力をお借りしながら進めていただければありがたいと、これまで以上に強く思います。</p> <p>本日は、皆様の御意見をいただくことのできる貴重な機会となっております。是非とも忌憚なく御発言くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
保険医療課長	<p>本日は、尾張旭市国民健康保険運営協議会の委員改選後初の会議でございます。</p>

	<p>委員の皆様におかれましては、新任の方もお見えになりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。その後、会議を進めてまいります。</p> <p>それでは、鈴木 達人委員から右隣に進めていただき、自己紹介をお願いいたします。</p>
	<p align="center">** 委員自己紹介後、事務局自己紹介 **</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>ここからは、着座にて失礼いたします。</p> <p>本日の資料ですが、事前に送付いたしました、「会議次第」、「尾張旭市国民健康保険運営協議会委員名簿」、横刷りでホチキス止めとなっております「資料1・令和3年度国民健康保険事業状況報告」、同じく横刷りでホチキス止めの「令和3年度データヘルス計画事業実績評価」でございます。</p> <p>そしてもう一枚、参考資料ということで、規則を先に送らせていただいていたのですが、こちらですが、中身が少し古いものが皆様のお手元にいつておりました、誠に申し訳ございません。本日、机上に差し替えのものを置かせていただいております、「参考資料（正）尾張旭市国民健康保険運営協議会規則」でございます。こちらは、差し替えを新たにお手元に置かせていただいておりますので、本日はそちらの方を御覧いただきたいと思います。続いて、本日、新たに机上に置かせていただいている資料になります。</p> <p>まずは、本日の座席表、冊子になりますが、国保事業概要の令和3年度実績、及び尾張旭市国民健康保険事業計画（データヘルス計画）の中間見直し版、「資料3・国民健康保険の現状と今後について」、そして一枚、事前に委員の皆さまよりいただいた質問への御回答をまとめたものでございます。</p> <p>資料は以上でございます。不足などございましたら、お申し出ください。</p> <p>それでは、先ほど参考資料の差し替えを御案内いたしましたが、このことに関連いたしまして、事前にございました質問への御回答をこの場でさせていただきたいと思っております。</p> <p>参考資料においてですが、「尾張旭市国民健康保険運営協議会規則」でございますが、石原委員より、規則第3条によると任期は2年とあるが、4月26日発送による、こちらからお出しした、委員の選出についての通知には、任期は令和4年6月1日から令</p>

	<p>和7年5月31日とある。どちらが正しいのでしょうか。という御質問をいただきました。</p> <p>これにつきましては、先ほど差し替えをさせていただいたということで、お送りした規則の中身が、一番新しいものより一つ前のものが出ていたということが分かりました。誠に申し訳ございません。これは、平成30年3月に改正したものが一番最新でございます。今日、差し替えということで正しいものをお手元に置かせていただいたものが最新の規則となっております。</p> <p>この中身については平成30年において、国民健康保険法施行令というものが改正されまして、その際、新たに委員の任期を3年と定める規定が設けられております。その関連から本市の規則において、これまで2年ということで任期を示しておりましたが、この項目を削除いたしまして、国の施行令、国民健康保険法施行令に基づく3年の運用を行うということで、その項目は廃止をし、その施行令に基づくものとして行っていくということで、3年ということで実施していくということで、そこを削除したという改正がございました。それが平成30年3月に改正した内容でございますので、現在の規則はその内容となっておりますので、委員の任期については3年ということとなりますので、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間ということで皆様にお願ひさせていただくものです。</p> <p>石原委員におかれましては、この回答でよろしかったでしょうか。</p>
石原委員	結局、違ったのですね。
保険医療課長	<p>誠に申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>御質問事項につきましては、その他、平野委員からも頂戴しております。その内容については、後ほど、議題(3)の中で御回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>大変長くなりましたが、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)「会長の選出について」です。</p> <p>本日は、任期初めての会議でございますので、会長、副会長の選任をお願ひするものでございます。</p> <p>皆様、お手元の規則をご覧ください。「会長の選出について」御説明させていただきます。</p> <p>規則の第4条に、「協議会に会長のほか副会長1名を置き、公益を代表する委員より選出する」と規定されております。</p> <p>「尾張旭市国民健康保険運営協議会委員名簿」を御覧ください。</p> <p>公益を代表する委員は、</p>

	<p>富田 香織委員、 長谷川 裕子委員、 小幡 月子委員、 若杉 浩二委員、 平野 良子委員の5名です。</p> <p>この5名の中から、会長と副会長を選出していただくこととなります。会長、副会長の選出につきまして、どなたか御発言はありませんか。</p>
山崎委員	<p>会長には、前年度も協議会の会長を務められました、若杉 浩二委員を推薦いたします。</p> <p>副会長につきましては、市の部次長職を経験され、国民健康保険事業についても見識をお持ちの平野 良子委員を推薦いたします。</p>
保険医療課長	<p>ありがとうございます。ただ今、山崎委員より御発言がありました。</p> <p>会長に若杉 浩二委員、副会長に平野 良子委員を推薦する御意見がございましたが、皆様いかがでございましょうか。</p>
	<p>＊＊ 異議なしの声 ＊＊</p>
保険医療課長	<p>異議もないようですので、 会長には若杉 浩二委員、副会長に平野 良子委員が選出されました。</p> <p>若杉委員、平野委員のお二人は、会長、副会長のお席に移動をお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>＊＊ 会長・副会長席に移動 ＊＊</p> <p>それでは、ただ今、会長に選出されました、若杉 浩二委員に代表して就任のあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今、会長という大役を仰せ付かりました、若杉です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この運営協議会ですが、先ほどの運営協議会規則を見ますと、第2条で、所掌事務として、保険事業の運営の重要事項に関し市長の諮問に応じて審議し、又は建議する。このように定められています。国民健康保険は御承知のとおり、医療保険制度の根幹をなす、大きな柱の一つであり、市が保険者となっておりますが、その仕組みは法律で決められています。従いまして、例えば、本市の保険料だけ急激に安くするとか、医療費の窓口負担を低くしましょう、ということは残念ながら実現できそうにはございません。では何を建議、審議するかといいますと、お集まりの皆様は</p>

	<p>被保険者、医療関係者、公益を代表しておられます。是非それぞれの立場から、こんなことを感じていた、こんな意見、要望がある、実は実態はこうである、そういったことがあれば是非積極的に御発言をいただければと思います。</p> <p>事務局におかれましても、これらにつきまして、市民の切実な思いであることを受け止めていただくこと、また、説明はわかりやすく、かつ丁寧に行っていただくようお願いしたいと思います。これらのやりとりを通じて様々なことを明らかにすることが非常に大切ではないかと考えております。微力ながら運営協議会が円滑に進むよう努めてまいりますのでどうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
保険医療課長	<p>ありがとうございました。それでは、以後の議事につきましては、若杉会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>では、議題の(2)に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者として指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者には、杉本 千登世委員、堀江 賢治委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題(2)の「令和3年度国民健康保険事業状況報告について」、事務局より説明をお願いします。</p>
国保庶務係長	<p>** 資料3、資料1により説明 **</p>
会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、御意見等はございませんか。</p>
石原委員	<p>最初に議長の挨拶でありました「勝手に市町村で保険料を安くすることはできない」ということでしたが、国民健康保険には税率というか、計算式がありましたよね。あれは、固定資産の税金のように、地方税法や施行令とかで何か規定があるのか、なんの規定に基づいて示されているのか。</p> <p>勝手に下げれないということは、愛知県はずっと同じ料率でやっているのか、その辺を聞きたいのですが。</p>
国保庶務係長	<p>今御覧いただいた資料の3ページに国民健康保険税の税率の表が載っております。3年度のものになりますが、所得割、均等割、平等割と載っていますが、これは尾張旭市国民健康保険税条例で定めております。基本的に、所得割と均等割を税で定める、料で定めるという2つの選択肢があるのですが、仕組みとしては国民健康保険法で決まっております。勝手に自由に定めることがで</p>

	<p>きません。</p> <p>ただ、税率につきましては、必要額を市町村で多少考えて決めることはできます。ただ、医療費を払えないほど安くしてしまうわけにはいかないので、足りないお金をどこからもってくるのか、一般会計からお金をたくさんもらえばいいのではないか、という意見もないわけではないですが、それはよろしくないということになっておりまして、かつてはお金をいっぱいもらって保険料を安くしているという市町村もたくさんあったのですが、今はそれを解消していく方向に向かっております。</p> <p>御質問のあった、どこで決まっているかということですが、尾張旭市国民健康保険税条例で定めております。その税条例を定めるにあたっては運営協議会の諮問を経て、ここが了承してくだらないと決められないということになります。</p>
岩橋委員	<p>すみません、その件で。基準の上下の幅はあるのですか。3年間で税率を上げるという文言があったと思いますが、それが翌年度は何パーセントという税率のかたちで、それは固定のかたちですか。それか、尾張旭市として裁量で上下の幅はありますか。</p>
国保庶務係長	<p>規定はなくて裁量でございます。ただ、あまり急に上げると、市民感情といいますか、皆様に御理解が得られないということがあります。</p>
岩橋委員	<p>その幅はどれぐらいのパーセントになりますか。一定の金額というより、パーセントになるとと思いますが、プラスマイナス1パーセントなのか2パーセントなのか。</p>
国保庶務係長	<p>先ほどの資料3の裏面に、令和2年に確定しました税率改正の基本方針の全文を書いておりますが、その左の下の方に、加入世帯数が最も多い所得段階において課税総額が5パーセント以上の増額とならないよう配慮するというのを指針として定めております。</p> <p>これはうちの市が独自で定めた指針でございますので、国がこうなさいといったわけではなく、市民の方の御理解を得られるかたちでこれぐらいと定めたものでございますので、全国的なものではないのですが。</p>
岩橋委員	<p>増減が5パーセントというかたちで。</p>
国保庶務係長	<p>加入世帯数が最も多い所得段階において、という限定になっているので、もう少し所得が多い方は増えてしまったり、逆に低い方たちは5パーセントより抑えたりしております。</p>
岩橋委員	<p>ということはアベレージでとらえておられますか、この5パーセントの上限は。</p>

国保庶務係長	この所得段階においてということですね。所得が100万円から150万円の方たちが5パーセント以上は上がらないようにということを基本方針としています。
岩橋委員	ということは、ここでいう150万円以上の所得がある人はもう少し上がる可能性があるかと。逆に100万円以下の人は下がる可能性があるかと。
国保庶務係長	そうです。
岩橋委員	わかりました、すみません。
会長	<p>ありがとうございました。今の質問、回答について、また補足的に御質問等あれば、と思いますが、よろしいでしょうか。では、まったく他の別の観点から御質問等あれば、お伺いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>先ほども、挨拶などで申し上げましたが、国民健康保険は市町村単位でやっているということで、市町村が率だとかそれぞれ決めている部分がある、ただ、全体としては県に納めなければいけない納付金を確保するという中で枠が絞られる、最低限これだけは集めなければならない、そういうことも出てくるのかなと。</p> <p>その中で、市が色々工夫されて今の金額に落ち着いている。また、来年は3年目になりますかね、来年度に向けて、また上げる必要があればこれを引き上げていかざるを得ない。</p> <p>この辺の説明は、先ほどの、仮算定がこれから出る来年の1月には諮問するということだそうですので、またこの辺の話がこれから先、繰り返される気がいたしております。</p>
国保庶務係長	<p>補足させていただきますと、今は市町村ごとで税率を定めていますが、平成30年度の改革で国民健康保険の運営は県単位化となりました。とりあえずは、税率を統一することがかなり難しかったので、それぞれの市町村が独自に定める形式がまだ続いています。将来的には県で統一したいというのが、国、県の考えでありますので、統一化に向かっていく方向ではあります。</p> <p>数年では無理であると思うので、10年後になるのか、20年後になるのかはわからないのですが、県で統一される方向に向かっているというのは御理解いただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他に御質問等はございませんか。また何かありましたら最後にもう一度お伺いさせていただきます。</p> <p>それでは、次の議事に進めさせていただきます。</p> <p>議題(3)「データヘルス計画令和3年度実績評価について」、事務局より説明をお願いします。</p>

国保庶務係長	<p>すみません、議題(3)の説明の前に、事前にいただいておりますした質問につきまして御回答させていただきたいと思っております。</p> <p>「事前の質問と回答」という今日お配りした資料を御覧いただけますでしょうか。平野副会長からいくつか御質問をいただいておりますので、よろしければその趣旨というか、どんな思いで出されたかということを簡単に御説明いただけますでしょうか。</p>
平野委員	<p>事前にいただきました資料を見て、こういう質問を思いついたのですが、まず、データヘルス計画事業とはということで、この事業の内容を説明していただきたいと思いますと思っておりましたけれども、前もって出させていただいた関係で、ここに書いてある通りかと思っております。</p> <p>この資料の中で上段にアウトカム、アウトプットというところがありますけれども、これが評価結果のところは×とか△とか目立って、下のほうのプロセスとかストラクチャーのところには○が多いというのが気になったところです。ということは、理由は何だったのだろうと思ってみると、推進にあたっての課題のところ、高齢化とかコロナというような理由があげられています。下の事業のプロセスとかストラクチャーのところには、目標達成に達しているということは、自分たちの事業を行っていくのに、そのやり方は間違っていないけれども、外的要因によって、健診とかの受診率が下がってきているというようなことが読み取れると思われましたので、その点を言ったほうが良いかな、と思ったところです。県平均より上回っているということで、頑張っちはいらっしやっただとは思いますが、この辺の分析がちょっとずつ下がってきていたのが気になったというところを出させていただきます。</p> <p>高齢化というのは以前からわかっていたことですので、コロナのように突拍子もなく出てきたこととはちょっと違うと思うので、高齢化に従って、受診率の目標ですね、そういうところも見直していったらどうかな、という思いで一番下段には書いてあります。</p> <p>このような説明でよろしいでしょうか。</p>
国保庶務係長	<p>ありがとうございました。一つ目としまして、そもそもデータヘルス計画事業とは、という御質問でした。</p> <p>これは本当にしごくごもつともな御質問でして、実績報告だけ見ても何のことか分からない、というのは本当に当然のこととございました。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>本日、机の上に計画の全文をお配りさせていただきました。分</p>

厚い冊子でなかなか見るのが大変かな、と思いますけれども、データヘルス計画というのが通称でございまして、正式名称というのは「国民健康保険保健事業実施計画」というものでございます。

この計画は、近年、健診ですとかレセプトなどの健康医療情報は電子化されておりました、コンピュータで分析すれば、今までは難しかったかもしれないですけれども、データを分析して効果的に保健事業ができるのではないかと、今までなんとなく勘でやっていた保健事業ではなくて、ちゃんとデータに基づいて効果的、効率的な保健事業を行っていくようにしましょう、ということ厚生労働省が全保険者に対して義務付けてきたものでございます。お答えのところには、医療保険者がこうした分析を行ったうえで、加入者の健康情報に即したより効果的・効率的な保健事業を指します、ということを書かせていただいております。

今までは、感覚によって保健事業は行われてきたところもあったと思うのですが、医療データが電子化されているので、ちゃんとそれをコンピュータで分析してその結果に基づいて事業を計画しなさいということで、平成28年度から全保険者に向けてデータヘルス計画の策定が義務付けられてきております。例えば、データを分析すれば、高血圧の人が多いか、糖尿病が多いとか、その人たちが医療にかかっているのか、かかっていないのかなどは分析できるので、糖尿病の人がそんなにいないのに糖尿病対策を一生懸命やっているとか、高血圧の人が多のに高血圧の事業を全くやらないというようないいかげんなことをしているのではなくて、実情に合わせて適切な保健事業に基づいて考えていきなさい、ということでございます。

また、ただ事業を実施するだけではなくて、その結果をちゃんと評価しなさい、と。やった結果を評価する方法として、質問の二つ目にありましたように、アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャーという4種類の視点から分析するようということが義務付けられています。

今日お配りした冊子の一番最後を見ていただきたいのですが、80ページに用語の解説が載っております。60ページにある用語ということで、アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャーの、「アウトプット」が「どれだけやったか」「アウトカム」が「その結果どうなったか」「プロセス」が「誰がどういう体制でやったか」「ストラクチャー」が「どのようにやったか」という四つの視点から評価をするように、ということが求められてきています。

そのため、本市でも全国の大多数の保険者と同様に、平成28年度から29年度の第1期計画を経て、平成30年度から平成35年度、年号が変わりまして令和5年度までの6か年の計画を平成29年度末に策定しております。この計画は令和2年度に中間見直しを挟みまして、今年で5年目、ほぼ終盤に差し掛かってきております。

その結果としまして、平野委員が御指摘されていますように達成できていない部分が見えてきております。原因の一つには、やはり新型コロナの影響で保健事業が思うようにできなかったり、健診ができなかったり、受診を控える方が多かったというのは、やはり否めないのではありませんけれども、平野委員の御指摘のとおり、できていないということを私たちは真摯に受け止めて今後の見直しをしていかなければならないと痛感しております。

この計画を策定した平成29年度当時、やはり、マンパワーを考えると医療や健診のデータを適切に分析して的確に目標値を定めるということが初めてといたしますか、今までやってきたことではなかったもので、なかなか難しかったということは言い訳になってしまうのですが、目標の設定がこれでよいのか、コロナ化や高齢社会における目標設定になっているかという御指摘は、私どもも、この計画の期間中、常に抱えてきた問いそのものでございます。できていなかった部分を、どうとらえていくのか、来年度この計画自体を見直しまして、また次の計画を策定していくのですが、そこの中でしっかりと評価していかなければいけないと思っております。

また、特に達成できていない部分としまして、特定健診の受診率などがございますが、これは厚生労働省が平成20年度に特定健診を始めた時から指針として掲げている目標値を念頭に置いて定めているのですが、これは全国的に全く達成できておりません。しかしながら、厚生労働省はその目標を下げてしまうのではなくて、引き続き実施率の向上に向かって取り組みを進めていく必要があるため、目標は維持していく方向でいるようでございます。目標を下げてしまうと、意欲が鈍ってしまうという面もあるのかな、と思ったりもするので難しいところではありますけれども、平成29年度当初から比べますと、尾張旭だけではなく、全国の保険者や研究者が色々努力しまして、多くの経験ですとかノウハウが蓄積されてきております。

データ分析の方法も、素人でも簡単にできるようなやり方ですとか、エクセルの表にこの数字を入れたら簡単に出るといふもの

	<p>が開発されてきていますので、次期計画を策定していくときに、来年は国保連合会の力もお借りして、よりの確な分析、目標設定ができるように準備を進めておりますので、この場所で叱咤激励を受けながら、より良い計画にしていきたいと思っておりますので、是非御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>平野副会長、他に不足するようなことはございますでしょうか。</p>
平野委員	<p>税率の改正もこちらの見直しも色々大変だと思いますが、頑張ってください。</p>
国保庶務係長	<p>ありがとうございます。この計画を、本当でしたらこの場で解説をしたいところではございますけれども、時間もなかなか押し迫っておりますので、この計画の全体像としますと、計画の基本的事項として今申し上げたようなことが書いてあるほかに、尾張旭市の平成28年当時の現状ということで、平均寿命ですとか医療や健診の分析などが、前半56ページぐらいまでの間に載っております。その後65ページあたりに尾張旭市の課題と対策、69ページからが、今回事前に送らせていただいた保健事業の実施計画の部分となりまして、72ページから75ページの部分が実際の事業の評価指標となっております。またお時間のあるときに目を通していただいて、尾張旭市の状況が載っていますので参考にしてください。この計画に基づきまして実施していった3年度の実績につきましては、担当を変わらせていただき、保健師の玉川から御説明させていただきます。</p>
国保庶務係 主査	<p>** 資料2により説明 **</p>
会長	<p>はい、どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等あれば、もしくは御意見等あればお伺いします。なかなか難しいでしょうか。</p> <p>BMIというのは簡単にいうと。</p>
国保庶務係 主査	<p>身長と体重で計算をして出すボディマスインデックスというものの頭文字をとったものがBMIというものになります。大体、みなさん健診を受けられると身長、体重を測られまして、その下にBMIというものが出ていると思いますが、それが22という数字が理想的な数字と言われております。25以上になってくると、少し減量したりとか必要になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。色々と専門用語も出てきています。保健師ならではの説明かな、と聞いて思いました。</p> <p>皆様聞いていかがでしたでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>資料を見ていくと、非常に興味深い「尾張旭市の平均寿命はど</p>

	<p>れぐらいなのか」等、色々なことが載っているようです。また御覧いただいて何かあれば保険医療課に御質問ということでよろしいかと思ひます。</p> <p>それでは、議題(4)その他につきまして、事務局から何かあればお願いをいたします。</p>
保険医療課長	<p>事務局より、御案内をさせていただきたいと思ひます。本日第1回ということで開催をさせていただきました。皆様にお集まりいただきまして、続く次回の会議の予定についてお知らせをさせていただきたいと思ひます。</p> <p>第2回の会議は、12月27日火曜日、午後2時から、こちらと同じ会場で開催を予定させていただきたいと考えております。</p> <p>議題といたしましては、来年度の事業費納付金の仮算定結果と保険税率の試算についての説明を予定しております。新年度の税率などの基となってまいります、県から示される納付金の仮算定が出されますので、その結果を皆様に説明をさせていただきたく、これに基づいて新しい年の税率等を決定してまいりますので重要な部分だと思ひます。この内容の説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>その次、3回目がございます。3回目の会議の開催につきましては、まだ具体的な日にちは決まっておりますが、3回目も開催させていただく予定でございます。時期といたしましては、1月の末頃に開催したいと思っております。その3回目で、確定いたしました新しい年度の税率についての諮問をお願ひする予定でございます。</p> <p>皆様におかれましては、なるべく早い時期に日にち等お知らせをさせていただきたいと考えておりますので、御予定をよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。議事は大体これで済んだと思ひますが、全体を通してでも結構ですが、委員の皆様の方で何か御意見、御質問等あれば、今日の最後ですけれども、いかがでしょうか。</p>
石原委員	<p>議題等離れますが、大体1時間ぐらいと聞いておりました、家から水分とか持ってきたのですが、どなたも机上に並んでおりませんので遠慮しておりましたが、会議中水分の補給とかよろしいでしょうか。</p>

会長	<p>特に問題はないと思います。今ですと、色々な行事があるたびに、コロナの感染予防対策、それから水分補給、これは欠かせないものだと思いますので。</p> <p>事務局、いいですね。</p> <p>はい、ということだそうです。今日は皆さん遠慮されていたのかもしれませんが、次回からは水分補給等は会議中であってもよろしいかということをお願いいたします。ありがとうございました。他にどなたか、何か御発言等、よろしいでしょうか。</p> <p><b>** 意見等なし **</b></p> <p>それでは、本日の日程は以上で全て終了といたします。大変長時間にわたり御協議をいただき、ありがとうございました。大変専門的な話とか、ちょっと面食らったような話もあったかもしれませんが、分からないところがあれば御質問をいただければ、というスタンスでよろしいかと思います。また、次回もよろしくをお願いいたします。これもちまして、令和4年度第1回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了します。皆様、ご苦労さまでした。</p>
----	---

午後3時30分閉会